

指定給水装置工事事業者の指定申請について

令和6年1月1日より

申請にあたっては、次の書類等の提出及び手数料の納付をして下さい。

書類等の名称	記 載 方 法	添付書類等
① 指定給水装置工事事業者指定申請書 (表面、裏面) 機械器具調書 ①の申請書に添付	(1)申請者 (2)役員の氏名 氏名、フリガナ 役職を記入すること (3)事業の範囲 定款または登記事項証明書を参照すること 給水工事に関することのみ記入すること (4)事業所の名称 (5)事業所の所在地 (6)管の切断用、管の加工用、接合用及び水圧 テストポンプの別に記入すること 穿孔機、圧着機も記載すること (7)給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の 交付番号 ※表面の欄外下に連絡先(担当課、担当者及び 電話番号)を記載して下さい。	(個人の場合) (1)住民票の写しまたは、在留カード及び特別 永住者証明書の写し (法人の場合) (3)登記簿謄本又は現 在事項全部証明書 定款(原本証明をす ること) (5)付近見取図、事務所 の写真(外観、事務 所内) (6)機械器具の写真 (7)給水装置工事主任 技術者免状の写し (技術者ごと)
②誓約書	(1)水道法第25条の3第1項第3号イからへ までのいずれにも該当しないものである こと	
③給水装置工事事業者指定申請手数料	指定の申請をするときに納付してください。	手数料1万円
④給水装置工事主任技術者選任届出書	申請書と同時に提出してください。 (日付は記入しないでください)	給水装置工事主任技術 者免状の写し (技術者ごと)

連絡先 〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地
 水道部水道課 (庁舎5階)

電話 052-603-2211、0562-33-1111

水道法施行規則（指定給水装置工事事業者の指定）に関する文書の様式

様式番号	名 称	摘 要
【新規の場合】 様式第 1	(第 1 8 条関係) 給水装置工事事業者指定申請書	A 4 (表裏)
別表	(第 1 8 条関係) 機械器具調書	A 4
様式第 2	(第 1 8 条及び第 3 4 条関係) 誓約書	A 4
【その他】 様式第 3	(第 2 2 条関係) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	A 4
様式第 1 0	(第 3 4 条関係) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	A 4
様式第 1 1	(第 3 5 条関係) 指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書	A 4

※ 新規に申し込むときは様式第 1 ～ 第 3 の書類を提出してください。

法人の場合

	様式	変更が生じた内容					備考
		事業者の名称及び所在地	代表者の氏名	役員の指名	主任技術者の選任・解任	事業の廃止・休止・再開	
指定事項変更届出書	第10	○	○	○	○		
誓約書	第2		○	○			
主任技術者選任・解任届出書	第3				○		
廃止・休止・再開届出書	第11					○	
履歴事項全部証明書(原本)	-	○	○	○			3カ月以内のもの
定款の写し	-	○	○				原本証明が必要
主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し	-				○		解任のときは不要
提出期限 (変更のあった日から)		30日以内	30日以内	30日以内	30日以内 欠けた場合の選任は14日以内	30日以内 再開は10日以内	

個人の場合

		変更が生じた内容					備考
		事業者の名称及び所在地	代表者の氏名		主任技術者の選任・解任	事業の廃止・休止・再開	
指定事項変更届出書	第10	○	○		○		
誓約書	第2		○				
主任技術者選任・解任届出書	第3				○		
廃止・休止・再開届出書	第11					○	
住民票の写し(原本)	-	○	○				3カ月以内のもの
主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し	-				○		解任のときは不要
提出期限 (変更のあった日から)		30日以内	30日以内		30日以内 欠けた場合の選任は14日以内	30日以内 再開は10日以内	